

ふるさと未来支援事業 応募要項

1. 目的

民俗文化財や伝統的な工芸技術の保存・継承・普及啓発に取り組む団体を助成することで、ふるさとに受け継がれた文化を未来へとつなぎ、地域社会への貢献ならびに地域とのつながりの推進を目的とします。

2. 助成対象団体

地域に伝承されてきた行事・祭事・神事・芸能等の民俗文化財、ならびに陶磁器・染織・漆芸等の工芸技術を対象に、その保存・継承・普及啓発に資する活動を企画・実施、または参画する、非営利の団体（株式会社等の営利法人を除く）。

加えて以下の要件を満たすこと。

- （１）原則として過去１年以上の継続的な活動実績があり、事業計画が明確であること
- （２）事業を実施する地域を拠点に活動する団体であること
- （３）宗教活動または政治活動を主目的としない団体であること
- （４）反社会的勢力と一切関わりがないこと（構成員に関係者を含めないこと）
- （５）会計処理・報告が適正に行える体制を有すること（代表者・会計担当者が明確であること）

3. 助成対象事業

- （１）地域に引き継がれてきた、国または地方公共団体に指定された無形民俗文化財、またはそれに準ずる※と認められる伝統行事・祭礼・民俗芸能等の保存・継承・普及啓発を目的とする活動

※「準ずるもの」とは、指定を受けていない場合であっても、地域において長年継承され、地域住民のつながりを促し、文化的価値が広く認められているものを指します（推薦書を受け付けます。提出は必須ではありませんが、添付いただくことで事業の信頼性がより明確となり、審査において考慮されます。）。

例：自治体の教育委員会や保存会等が継続的に保存活動を行っているもの

例：学術的な調査・記録の対象となり、伝統文化として評価を受けているもの

- （２）地域固有の伝統技術の保存・継承・普及啓発を図る活動
- （３）その他、本助成の趣旨に資すると認められる活動（地域文化の保存・継承・普及を通じて、地域文化の振興や世代間交流の促進に資するもの）
例：祭礼道具・衣装・用具等の修復・復元
例：展示会・体験会・ワークショップなどによる普及啓発の取組
- （４）直接営利を目的としない活動（興行目的ではないこと）

4. 助成金額

- （１）対象事業の活動費の一部を助成させていただきます。
- （２）採択となった場合でも、応募された金額が満額助成にならないこともあります。

5. 助成対象費用

- （１）助成対象事業の実施に必要な運営・維持・管理費用
- （２）無形民俗文化財の保存・継承に必要な費用（例：楽器・衣装等の修理・復元）

6. 活動対象期間

２０２６年４月１日（水） ～ ２０２７年３月３１日（水）

7. 応募期限

２０２５年１２月１日（月）必着

8. 応募から助成までの手続き

- （１）当財団へ、「応募用紙」（当財団ホームページよりダウンロード）をご提出ください
- （２）当財団より、助成の可否と金額をメールで通知いたします
- （３）採択された団体は、当財団より送付いたします「振込依頼書」と「誓約書」に決定した助成金額を記入し、ご提出ください
- （４）当財団より助成金額をご指定口座に振り込みます。振り込みを確認後、当財団より送付いたします「助成金受領書」をご提出ください
- （５）採択された団体は、活動終了後１カ月以内を目途に、「実施報告書」をご提出ください

9. その他

- (1) 助成可否の理由についてはお答えいたしかねます。また、審査結果に関わらず、応募時にご提出いただいた資料は返却いたしません
- (2) 対象事業にかかる費用全額の助成応募や書類不備は審査の対象となりませんのでご注意ください
- (3) 活動後にご提出いただく「報告書」をもって確定します。助成した金額に余剰が発生した場合はその旨ご申告いただき、当財団から発行する請求書に基づいて、ご返金いただきます
- (4) 助成を受ける場合、活動時に本事業からの助成を受けていることを明示していただきます
- (5) 助成となった場合は応募団体と同一名称の口座への振込に限ります
- (6) 助成可否、助成金額に関わらず、概ね計画通りに活動を実行できることが応募の前提となります
- (7) 応募団体および委託先について、信用調査を行う場合がございます
- (8) 応募は1団体1活動とします（下部組織も同一団体とする）

【注意事項】

○対象外の事業

- ① 文化財本来の姿や伝統性が失われた行事・活動
- ② 由来や伝統に基づかない行事・活動（例：伝統性のない創作太鼓など）
- ③ 団体の所在地が属する都道府県外での行事・活動
- ④ 本来とは異なる地域で行う、または参加する行事・活動
- ⑤ 地域性が希薄または特定できない活動・行事
- ⑥ 活動・行事内容が不明確な活動
- ⑦ 申請団体が主体的に企画・運営を行わず、全面的に第三者へ委託する事業
- ⑧ 応募団体の役員が関係する企業・団体等を主要な取引先とする活動
- ⑨ 直接・間接を問わず営利につながる活動（例：参加費を徴収する公演・講演会・研修会等）

○対象外の費用

- ① 団体や参加者の自主財源で賄うべき経費（有料公演や研修に関わる費用、団体構成員への出演料等）
- ② 団体の通常運営にかかる経費（汎用備品、家賃、水道光熱費、通信費等）
- ③ 飲食・交際費、レセプションや打ち上げ費用
- ④ 保険料（障害・賠償等）
- ⑤ 打合せ等の会議費
- ⑥ 所有する用具のクリーニング代、足袋など個人への支給品代
- ⑦ 主催団体から応募団体へ依頼の協賛金・協力金
- ⑧ 参加者・講師等へのお土産・贈答品等
- ⑨ 各種手数料（振込・代引・行政手数料）
- ⑩ 毎年恒常的に必要な修繕・交換費
- ⑪ 伝統文化・工芸技術等と無関係なイベント費用（花火、他地域の伝統芸能、塗り絵、メイク等）
- ⑫ 特定の企業・団体の販売促進、集客につながる費用等
- ⑬ 関係者間の利益供与につながる取引（応募団体役員が、費用支払先の関係者を兼務している等）
- ⑭ 商業目的の物品製作・施設設営（有料席等）などに関わる費用
- ⑮ 対象期間外の費用（過去支出含む）
- ⑯ 事業の企画の外部委託費（企画立案～運営の過半を委託）
- ⑰ 他の助成金・補助金と重複計上された費用
- ⑱ 趣旨に照らして不適当と当財団が認められるもの

以上

お問い合わせ、応募書類郵送先

（公財）イオンワンパーセントクラブ ふるさと未来支援事業事務局

〒261-8515 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1

TEL : 043-212-6023 （平日 10:00 ～ 17:00 ）